

令和8年度高槻市広報誌広告枠使用基準

本基準は、高槻市（以下「市」という。）の市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市広報誌に広告枠を設け、市の選定する事業者（以下「廣告主」という。）に一括して賃貸するにあたり、必要な事項を定める。

1 対象 令和8年度高槻市広報誌広告枠使用契約

（対象号 令和8年6月号から令和9年5月号まで）

（契約期間 契約締結日から令和9年4月30日まで）

2 使用条件

廣告主は、高槻市廣告事業実施要綱、高槻市廣告掲載基準及び高槻市広報誌廣告枠貸付実施要領（以下それぞれ「要綱」、「基準」、「要領」という。）を遵守するとともに、使用にあたって必要となる以下の事項について、適切に処理しなければならない。

- (1) 広告掲載希望者の募集、調整及び広告掲載希望者の選定
- (2) 掲載条件など広告掲載にかかる事項についての広告掲載希望者との調整
- (3) 広告掲載希望者からの問合せ等への対応
- (4) 掲載廣告一覧表等の作成及び市への提出（広報誌の発行日が属する月の前々月15日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）まで）
- (5) 広告掲載希望者に、基準第2条に該当しない業種及び広告掲載希望者であることを誓約させた書類（市が指定する様式）の徵収及び市への提出（広報誌の発行日が属する月の前々月15日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）まで）

3 広告枠を設ける広報誌

名 称：広報たかつき

回 数：12回（令和8年6月号から令和9年5月号まで）

仕 様：A4判、原則44、48、52ページのいずれか

全ページカラー

毎月1日発行（配布は、原則発行日前5日間）

※災害等の緊急時などにおいて、発行日等が変更となる場合がある。

配布方法：市内全世帯への戸別宅配

※宅配を断る連絡を受けた世帯には、配布を行っていない。

【参考】配布部数は、約16万7千部（令和7年11月）

※廣告は、市ホームページに掲載する広報誌（PDF形式）などWEB上の媒

体では掲載しない。

4 広告の種類及び範囲等

- (1) 広告枠に掲載する広告は、社会的信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現及び内容はこれにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。審査にあたり、市が必要と判断した場合は、必要書類の提出を求める場合がある。
- (2) 広告掲載希望者、広告の内容、広告のデザインの範囲は、要綱第4条及び基準の規定によるものとする。
- (3) 広告の対象は、歯科医療業を除くほか、「地域経済の活性化につながる（要綱第2条）」ものとするため、広告掲載希望者は、本市内に、本店、支店、出張所等の拠点を持たなければならない。ただし、本市に拠点がない場合でも「地域経済の活性化及び市民サービスの向上につながる（要綱第2条）」もので、本市の施策や方針に反しないと市が認める場合は掲載を許可することができる。

5 広告枠の規格等

各号に設ける広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 1 枠の寸法：A4 判5段組のうち、1段の1／2（0.5段）
- (2) 使用方法：1つの広告は1枠または隣り合う2枠で構成すること
- (3) 使用色数：2色刷り（スミと市が指定する色一色）
- (4) 掲載位置：各号、市が指定する位置とする
- (5) 広告明示：各広告枠内に、市が指定する方法で「**広告**」と明示すること
- (6) 問合先：広告主に連絡を取ることができる電話番号等を明示すること
- (7) 入稿方法：データ入稿（アドビ イラストレーター形式）
- (8) その他：編集の都合から枠数を減ずる必要がある場合、広告主（契約者）の承諾を条件として、枠数を減ずることができる。

6 広告枠の数

広告主は、広告枠を各号原則8枠使用するものとする。ただし、8枠に満たない場合は、広告主は、広報誌の発行日が属する月の3カ月前の25日（土・日曜日、祝日の場合は前開庁日）までに、書面により市に使用枠数を通知しなければならない。使用する広告枠が6枠に満たない場合の広告掲載料は、6枠分とする。また、市が認めた広告を除き、同一企業及び同一内容の広告を重複して掲載することはできない。

7 広告掲載の依頼

広告主は、広告を掲載しようとする広報誌の発行日が属する月の前々月15日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに、市が指定する方法により一覧表等を作成するとともに、要領に定める様式により掲載を申し込むものとする。

8 広告の作成及び修正

- (1) 広告主は、前項で申し込んだ広報誌の発行日が属する月の前々月15日（土・日曜日の場合は翌開庁日）までに、広告原稿を作成し市に提出しなければならない。
- (2) 広告掲載希望者、広告の内容、広告のデザイン等の範囲は、要綱第4条及び基準の規定によるものとする。ただし、市は、広告のデザインが広報誌面と調和しないと判断した場合は修正を求め、広告主はこれに応じられない場合、掲載を取り下げなければならない。

9 広告の変更

広告主は、既に掲載を依頼した広告内容を変更する場合は、掲載を希望する号の発行日が属する月の前月1日（土・日曜日の場合は翌開庁日）までに、要領に定める様式により、市に提出しなければならない。

10 広告掲載の決定

市は、広告枠の掲載の依頼があった場合、要綱第6条及び基準に基づく審査を行い、広告の掲載の可否について決定し、審査の結果を要領に定める各様式により広告主に通知する。

11 広告掲載料の納付

広告主は、市が発行する納付書により、掲載を希望する号の発行日が属する月の前々月の末日までに納付しなければならない。

12 内部通報に関する事項

- (1) 広告主又は広告主が広告枠の使用にあたって必要とする事務等に従事させる者（以下「従事者」という。）は、当該契約の履行に際し、市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を市に通報することができる。

(2) 広告主は、前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

1 3 暴力団排除に関する事項

(1) 市は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

ア 広告主が暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

イ 広告主が、広告の募集にあたり、広告掲載希望者が暴力団員等に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ウ 広告主が暴力団員等に該当する者を広告掲載契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合は除く。）に、市が広告主に対して当該契約の解除を求め、広告主がこれに従わなかったとき。前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、広告主は、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

(2) 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は当該保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

1 4 その他

(1) 広告主は、広告枠の使用にあたり、要領及び本基準を遵守するとともに、市と十分に協議し、その指示に従うこと。

(2) 本基準に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、速やかに広告主と市で協議してこれを解決するものとする。

令和 年 月 日

令和8年度高槻市広報誌広告掲載に係る誓約書兼同意書

(宛先) 高槻市長

住 所

名 称

代表者職氏名

代表者の生年月日

年 月 日

高槻市広報誌広告掲載申し込みにあたり、下記1の事項を誓約するとともに、下記2の事項に同意します。また、令和9年4月30日（令和9年5月号掲載分）までの期間に、改めて広告に掲載を希望する場合においても、下記の事項を遵守するとともに、万一契約に反する事態となった場合には、速やかに報告いたします。

記

1 誓約事項

(1)	民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中ではない	はい・いいえ
(2)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に規定する暴力団密接関係者ではない	はい・いいえ
(3)	法令等に基づく必要な許可等を受けて業を行っている	はい・いいえ
(4)	行政機関からの行政指導を受けていない又は行政指導を受けたがすでに改善がなされている	はい・いいえ
(5)	高槻市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていない	はい・いいえ
(6)	納期限が到来している高槻市税に未納の税額がない	はい・いいえ
(7)	上記が事実と相違する場合、高槻市広報誌に広告掲載ができないと決定されても異議はない	はい・いいえ

2 同意事項

(1)	上記1(6)の確認のため、すべての高槻市税（高槻市市税条例に規定する市税をいう。）の納付状況及び申告状況を高槻市が調査し、その結果を高槻市広報誌広告掲載に係る審査に利用すること。	はい・いいえ
-----	---	--------

(参考様式)

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

(申請者) 住所
名称
代表者職氏名

高槻市広報誌広告枠数通知書

「令和8年度高槻市広報誌広告枠使用基準」第6項に基づき、8枠に満たないため、下記のとおり、高槻市広報誌「広報たかつき」の広告枠数を通知します。

記

1 掲載号

令和 年 月 号

2 掲載枠数

枠 (最低 6 枠)

3 広告主担当者連絡先

(所属部署) _____

(氏名) _____

(電話番号) _____ (FAX 番号) _____

(メールアドレス) _____